

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年11月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水貯蔵タンク弁開閉表示盤において、扉に腐食が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉建屋内ドレンファンネルの定検前点検において、排水不良等（計8箇所）が認められたため、当該ドレンファンネルを点検・修理	D	
3	1号機	タービン建屋内ドレンファンネルの定検前点検において、排水不良等（計5箇所）が認められたため、当該ドレンファンネルを点検・修理	D	
4	1号機	放射性廃棄物処理建屋内ドレンファンネルの定検前点検において、排水不良等（計11箇所）が認められたため、当該ドレンファンネルを点検・修理	D	
5	2号機	相分離母線冷却ファン（A）の点検時、電動機用外扇ファンに微小な亀裂が認められたため、当該電動機を修理	D	
6	2号機	圧力抑制室ストレーナ取替工事終了に伴う干渉物復旧後の確認時、照明回路の一部に絶縁不良及びコンセント回路に地絡が認められたため、当該照明及びコンセント回路を点検・修理	D	
7	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン高圧主塞止弁下流側のドレンポット水位調整弁の点検時、通常固定されているピストンシステムに緩みが認められたため、当該部を修理	D	
8	2号機	主タービングランド蒸気排風機廻り計装元弁（3台）の点検時、弁座シート面に浸食等が認められたため、当該弁を交換	D	
9	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）ミニマムフロー弁の点検時、弁駆動用空気フィルタよりエアリークが認められたため、当該フィルタを点検・修理	D	
10	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）ミニマムフロー弁等（2台）の点検時、弁駆動用空気減圧弁付属の圧力計に指示不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	
11	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）ミニマムフロー弁等（2台）の点検時、弁駆動部排気孔よりエアリークが認められたため、当該弁を修理	D	
12	2号機	タービン補機冷却水系電気油圧式制御装置油冷却器（B）入口温度調整弁の点検時、電磁弁用フレキシブル電線管の接続部に破損が認められたため、当該電線管を修理	D	
13	2号機	試料採取系ドライウェル酸素濃度計用サンプルポンプ出口圧力計の点検・校正時、計器精度外れが認められたため、当該圧力計を修理	D	
14	2号機	原子炉保護系インターロック機能検査における検査成績書作成時、表の一部に様式の不備が認められたため、対応検討	B	
15	4号機	非常用ディーゼル発電機（4B）火災報知器監視システムにおいて、非常用バッテリーの消耗が認められたため、当該バッテリーを交換	対象外	
16	5号機	低圧復水ポンプ出口溶存酸素濃度記録計において、指示不良（ハンチング）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	

17	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器給液ポンプ（A）吐出圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
18	6号機	中央制御室設置の打点式温度記録計において、停止中の残留熱除去ポンプ（B）電動機上部軸受温度の指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
19	6号機	廃棄物処理系機器ドレン補助ろ過器ポンプ吐出圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
20	集中環境施設	補機冷却海水ポンプ（C）の点検時、シャフト（上・下）の振れに許容値超えが認められたため、当該シャフトを修理	D	
21	集中環境施設	再生廃液受タンク（B）中和用硫酸入口弁前弁の操作時、操作ハンドル接続部が破損したため、当該ハンドル接続部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで